

新しい「防衛計画の大綱」の決定に抗議し、 さらなる解釈改憲を許さない決議

- 1 政府は2010年12月17日、今後の日本の安全保障と防衛力のあり方を示す新たな「防衛計画の大綱」および「中期防衛力整備計画」（中期防）を閣議決定した。従来の「基盤的防衛力構想」は、防衛力の存在自体による抑止効果を重視すると説明されてきたが、民主党政権初となる新「防衛大綱」は、海外に緊急展開できる「動的防衛力」の構築へ方針を大転換し、また、中国の軍事力の近代化・強化を「地域・国際社会の懸念事項」とし、軍事的に対抗する姿勢を打ち出すなど危険な内容となった。

これは、これまで掲げてきた「専守防衛」などの建前をますます空洞化し、中国や北朝鮮の「脅威」をあおりたて、国内でも海外でも戦争に備える態勢を強めるものであり、憲法前文の定める国際協調主義や憲法9条の定める平和主義の理念をますます破壊するものであって断じて容認することはできない。

- 2 「動的防衛力」構想は、中国や北朝鮮などの周辺諸国の軍事動向に対抗することを口実に、即応性・機動性・柔軟性・持続性および多目的性を備え、高度な技術力と情報能力に支えられた自衛隊を、地球規模で緊急展開できる体制にするというものである。特に新「防衛大綱」は、中国の海洋進出を念頭において、沖縄の戦闘機部隊の強化や沖縄県与那国島などへの陸上自衛隊の配備、緊急時の部隊展開など、日本の「南西地域」の軍事態勢強化の方針を打ち出している。

さらに「動的防衛力」は、「国際平和協力活動等」の役割を「能動的に果た(す)」ためとされ、国連平和維持活動(PKO)参加5原則のあり方を「検討」するともいっている。これは、アメリカのイラク侵攻のような場合に、米軍に追随して自衛隊を素早く海外に派兵できるようにするのがねらいである。

- 3 「武器輸出三原則」については見直しの方針は明記されなかったものの、「防衛装備品をめぐる国際的な環境変化」として、「国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている」と指摘し、「このような大きな変化に対応するための方策について検討する」と述べている。これは、実質的には国際共同開発・生産に参加する方針であって、海外への武器輸出をめざす方針が盛り込まれており看過することはできない。

加えて、新「防衛大綱」「中期防」はこうした軍備増強のために、5年間で総額23兆4900億円を使うことをうたっており、その年平均額である4.7兆円は、2011年度の日本の軍事費に匹敵する。国民に巨額の負担を押し付け、憲法の平和原則を踏みこむことは決して許されない。

4 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、憲法9条が定めた平和主義の理念を実現するよう、これまでも自衛隊の海外派兵や軍備力の増強に抗議してきた。今回の新「防衛大綱」の策定は、これまで以上に海外における積極的な武力行使に途を開くものであり、同時に、集団的自衛権の容認や武器輸出三原則の変更など、憲法9条の理念を破壊する「解釈改憲」をさらに進めるものであって、認めることはできない。

いま日本がなすべきことは、アジア諸国の緊張を高める軍備増強をやめ、憲法9条にもとづく平和外交を推進していくことである。私たち弁学合同部会は、政府に対し、新「防衛大綱」と「中期防」を撤回するよう強く求めるとともに、引き続き、日米軍事同盟強化と軍拡の方針を政府に改めさせ、解釈改憲を許さないよう大きな国民世論を作り出す運動に尽力する。

2011年3月5日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第4回拡大常任委員会